

# I 「いじめ防止 これだけは！」(岐阜県教育委員会)より

中津川市立蛭川小学校

**いじめをしない！させない！許さない！**

## いじめの基本認識

いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る

### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

## 教師の心構え

教師は、いじめを許さず、子どもをしっかり守る！

そのために…

1. すべての教職員が情報交換を密にし、一致協力した指導体制をつくる。
2. 早期発見・早期対応はもとより、未然防止に努める。



## 【いじめ対応や指導に対する基本的な考え方】

### 【未然防止】

～居場所と絆づくり～

- ◎子どもの「居場所」づくり、子ども同士の「絆」づくりを！

全ての児童に「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促し、社会性や規範意識、思いやりの心とともに自らいじめ等の問題を解決しようとする力を育む。

### 【早期発見】

- ◎組織的な発見・対応を！

- ◎正確な事実確認を！（いじめアンケート等）

早期発見は、迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高める。ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

### 【早期対応】

いじめが確認された場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童に対して事実を慎重に確認し適切に指導するため、組織的な対応を行う。

### 【家庭・地域との連携】

- ◎児童の幸せにつながる信頼関係を！

被害児童の保護者に対しては、児童や保護者の心の痛み要充分寄り添いながら支援を行い、加害児童が自らの行動を反省できるよう指導し、保護者の理解を得ながら前向きに取り組めるよう支援を親身に行う。

### 【関係諸機関との連携】

- ◎警察や子ども相談センター等と必要に応じた連携を平素から心がけ、協力体制を構築する。